

# 仕 様 書

## 1 件 名

「長寿を祝う集い」芸能等委託

## 2 履行期間

契約締結日から令和6年10月29日（火）まで

## 3 履行場所

東京プリンスホテル 鳳凰の間  
港区芝公園三丁目3番1号

## 4 令和6年度「長寿を祝う集い」概要

開催日時 令和6年10月29日（火）

午前の部 9：30開場

10：00第一部 式典 開始

10：45第二部 演芸 開始

歌謡ショー（45分）

老人クラブ演芸（25分）

12：00終了予定

午後の部 13：00開場～15：30終了予定

※内容は午前の部と同じ

会 場 東京プリンスホテル 鳳凰の間

招 待 者 76歳以上の区民（昭和23年9月16日以前生まれ）

※昨年度来場者数 2,052人（1回約1,000人）

リハーサル 令和6年10月28日（月）13：00～15：30（予定）

※司会者のみ

## 5 業務内容

### （1）司会進行

ア リハーサル日

令和6年10月28日（月） 13時から15時30分まで

- ・司会者と区による進行確認
- ・老人クラブ演芸のリハーサル進行

イ 当日

令和6年10月29日（火） 9時から16時まで

- ・開場から来場者が退場するまでの司会進行

(2) 演芸

ア リハーサル日

令和6年10月28日（月）

- ・前日の舞台機器等の設置・確認（別紙1、2参照）

※会場は午前8時30分ごろから使用できます。

※歌謡ショーのリハーサルは行いません。

イ 当日

令和6年10月29日（火）

- ・第2部演芸の歌謡ショー（午前・午後各1回45分）

6 支払方法

(1) 業務履行完了確認後の一括払いとする。

(2) 中止時の取扱い

契約事項（約款）に基づき、発注者と受注者が協議の上、決定する。

7 受注者の責務等

(1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。

(2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。

(3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。

(4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。

- (6) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (8) 受注者は、「港区職員のハラスメント防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。

## 8 環境により良い自動車利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、ハイブリッド自動車(HV)の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン(平成29年3月16日改正28環改車第790号)」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

## 9 成果品

受注者は、業務実施報告書を業務履行完了日から10日以内に発注者に提出すること。

## 10 その他

- (1) 発注者の指示に従って調整を行い、企画・演出等を行うこと。

- (2) 招待者の安全を最優先とするため、地震、台風等やむを得ない理由により中止する場合の契約解除に関する事項は、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定する。

## 11 問合せ

港区保健福祉支援部 高齢者支援課 高齢者福祉係 担当 土橋

電話 03-3578-2395 ファクシミリ 03-3578-2419